

2025年12月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2025年12月8日(月) 15:45



◎伊藤淳一議員の一般質問(30分)

1. 生活保護行政について

生活保護利用者の死亡後の生存中に利用した費用の取り扱い

住宅扶助費支給に係る「家賃証明書」提出に関する件

2. 精神障害者通所交通費助成事業の継続について

就労継続支援B型事業所への通所に係る交通費の助成廃止による該当者の負担について

伊藤淳一議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

■市長

■保健福祉局長

○伊藤議員

伊藤淳一議員の一般質問

日本共産党の伊藤淳一です。会派を代表して一般質問を行います。

最初に生活保護行政について伺います。

本年10月16日に開催された保健福祉子ども委員会において、「生活保護利用者の死亡に際して、生存中に利用したおむつ代などの費用を保護費において支給することを求める」

陳情審査が行われました。

本件の内容は、「介護サービスを必要とする生活保護利用者に対して、事業所が購入し、おむつの取り換えなどのサービスをする場合、事業所はおむつ代一枚ずつ、その都度保護課に請求するのではなく、ほとんどの場合、一月単位でまとめて保護課に請求している。ところが、月の途中で生活保護利用者が亡くなった場合、生存中に使用した物でも保護受給者が死亡した後に請求したものは支払われない。

このことにより、おむつ代を立て替えている事業者が負担することになり、多くの事業者が困っている。まったく理にかなわない対応ではないか。生活保護利用者の死亡に際して、生存中に使用したおむつ代などの費用を支給すること」というものです。

これに対して当局は、「過去の判例で生活保護の受給権は、被保護者の死亡によって消滅し、相続の対象となり得ない」と結論づけられている。よって、利用者の生存中の保護費で、未支給のものを求める権利は、保護受給者の死亡によって消滅する」という説明でした。

おむつ代を立て替えている事業者の負担をなくすためには、生存中の未請求を生じさせないことです。そのためには、「在宅でも、入所でも」月初めにその月の使用量を確定し、購入した利用者がその領収書をもって保護課に請求できるようにすべきです。そして保護課は即時に対応する。このことが徹底できれば、事業所の費用負担をなくすことができます。見解を伺います。①

次に生活保護利用者に対し、長期間にわたり未認定だった住宅扶助費の支給が決定した後、保護利用者が死亡した場合における家主または保証人への未払い家賃に対する住宅扶助費の支給について質問します。

A氏は2018年9月28日に生活保護開始となりました。A氏は住宅扶助の対象であるにもかかわらず、「家賃証明書」未提出を理由に、住宅扶助費は支給されないまま家賃滞納は続きました。

4年後の2022年6月、家賃滞納が続くA氏は家主の代理人弁護士から、立ち退きの請求を受けましたが、同年7月19日、BケースワーカーからA氏の相談相手C氏に「家賃証明書が届いたので、支払い検討中」との電話があり、その一ヶ月後の8月16日には「保護開始時に遡って住宅扶助費を支給する」との電話がありました。

その後の8月22日、BケースワーカーからC氏に「A氏には本日10時30分に、住宅扶助費を遡って渡す約束をしていたが、来られないので自宅を訪問すると亡くなっていた」「本人死亡のため、住宅扶助費の支払いはできなくなった」と電話がありました。

その後、家主よりA氏の連帯保証人D氏に対して、A氏の未払い賃料265万円の請求がなされ、D氏はそれを受けて支払うことになりました。

そこで質問します。

A氏の生活保護が開始された2018年9月28日にはA氏の家賃未払いが発生していることを福祉事務所は知っていたはずです。仮に、A氏が住宅扶助支給のための手続きを怠っていたとしても、受給手続きの援助を続け、家賃証明書を提出させておくべきでした。定期的なケースワーカーの訪問活動があったにもかかわらず、家賃証明書の提出になぜ4年も要したのか。見解を伺います。②

最後に、就労継続支援B型事業所等への通所にかかる交通費の助成制度について質問します。

2025年4月1日より、JRグループ全体で精神障害者保健福祉手帳（第1種または第2種）を所持している方を対象とした運賃割引き制度が開始され、これまで身体障害者手帳・療育手帳のみが対象だった割引制度が精神障がい者にも、適用されるようになりました。本市はこれをもって、精神障害者通所交通費助成を廃止してしまいました。この助成制度の内容は通所のために公共交通機関（精神障害者保健福祉手帳の所持により割引を受けられる公共交通機関は除く）を利用する場合、その運賃の半額（1人当たり月額5,000円を上限）を助成するというものです。

例えば、就労継続支援B型では、交通費は事業所から支給されないことが一般的です。これはB型事業所の工賃が生産活動で得た収入から経費を差し引いた金額と定められているためです。

JRの割引は本人単独で利用の場合は5割引きとなります。対象距離が101km以上という制限があります。このことにより、100km以下利用者の方、特に就労継続支援B型の方たちは「市の助成はなくなる、JR5割引きの対象にもならない」という事になり、交通費の負担が増えるという深刻な事態となっています。

障害者総合支援法は、障害者および障害児の日常生活や社会生活の支援、福祉の増進、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現などを目的とした法律です。

第1条の目的・基本理念からしても、あってはならないことではないでしょうか。

本市の精神障害者通所交通費助成を続けていくべきであり、さらに上限額を引き上げるべきです。市長の見解を伺います。③

伊藤淳一議員の一般質問 答弁と再質問

[精神障がい者通所交通費助成事業の継続について]

■市長

私から大項目2つ目、精神障害者通所交通費助成事業の継続について、JRの割引制度は限定的であり負担が増えるため、助成を継続し、月額の上限を引き上げるべきとのお尋ねがございました。

障害があっても住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、外出しやすい環境を整えることは重要と認識しております。

公共交通機関の割引制度につきましては、平成28年度までは、身体障害、知的障害、精神障害の3障害のうち精神障害者保健福祉手帳を持つ方だけが対象外となっており、移動時の交通費が大きな負担となっていました。

この状況を受けまして、北九州市では、平成15年度から、精神障害のある方の就労支援施設等への通所を支援し、経済的負担の軽減を図るため、1人当たり月額5000円を上限に市独自の交通費助成事業を行ってまいりました。

さらに、公共交通機関の事業者や国に対しまして、精神障害者保健福祉手帳を持つ方にも割引を適用するよう、他の政令市と連携をして要望してまいりました。

このような中、平成 29 年に、西鉄バス、筑豊電鉄、市営バス等が精神障害のある方を割引対象に加え、JR も令和 7 年 4 月から割引対象としたということで、身体、知的、精神の障害のある全ての方に同等の割引制度が整うこととなりました。

これを受けまして、精神障害のある方のみに適応していた北九州市の交通費助成は、6 カ月の経過措置を経て、令和 7 年 9 月末をもって終了したところでございます。

終了にあたりましては、関連する障害者団体へ事前に丁寧な説明を行った上で、利用者や事業所へも周知を行わせていただきました。

一方で、議員ご指摘の通り、JR の割引は片道 100 キロを超える場合など、適用範囲が限定的でございます。

障害のある方の JR 利用は、事業所への通所や医療機関の通院など短距離がほとんどであり、割引制度が利用実態に即していないという課題は認識しております。

このため、障害のある方の社会参加の促進につながるよう、JR や国に対して距離要件の撤廃等を九州内の知事や政令市長と連名で要望しているところでございます。

今後とも、障害があっても地域で生き生きと自分らしく生活いただけるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

私から以上です。残りは担当局長等からお答えします。

[生活保護行政について/おむつ代]

■保健福祉局長

では、私からは、残りの生活保護行政について、2 点のお尋ねに順次お答え申し上げます。まず、ひと 1 点目、生活保護受給者が亡くなった際のおむつ代を立て替えている事業者の負担をなくす取り扱いについてのお尋ねでございます。

生活保護制度は、法定受託事務として、関係法令及び国の定める通知等に基づき適切に運用することが求められております。

生活扶助の生活扶助費のうち、常時失禁状態にある方のおむつ代につきましては、国の実施要領において月額 2 万 6100 円以内で臨時に認定することとされております。

おむつ代給付の手続きとしましては、在宅でも施設入所中でありますても、受給者がおむつを購入した後、その領収書を証拠書類として隨時福祉事務所に申請することで給付されます。

議員ご指摘の通り、生活保護受給者が亡くなられた際のおむつ代の取り扱いにつきましては、受給者の方の死亡によって受給権が消滅するため、事業者が一時的に負担していた場合は回収できないケースもございます。

例えば、施設入所されている受給者の場合は、使用したおむつの代金を事後に 1 カ月分まとめて事業者へ支払い、その領収書を用いて福祉事務所へおむつ代を申請することが大半でございます。

この場合、受給者ご本人が事業者への支払い前に亡くなりますと、事業者に未収金が生じるということが起こり得ます。そのため、事業者に未収金が生じることのないよう、例えば、月初めにその月の使用予定のおむつ代を受給者のかたが事業者にお支払いし、その領収書をもとに申請いただければ給付は可能でございます。

このような申請方法がありますことについて、福祉事務所から生活保護受給者や関係する事業者に改めて周知しますとともに、必要な助言を行うよう努めてまいりたいと考えております。

今後とも、おむつ代を含め、必要な生活扶助費が適正かつ円滑に生活保護受給者のかたに支給され、事業者の負担が生じないよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

[生活保護行政について/住宅扶助費]

続きまして、にて、生活保護行政についての2点目、住宅扶助の支給が決定した後、保護受給者が死亡した事例について、家賃証明書の提出になぜ4年要したのかとのご質問でございます。

生活保護における住宅扶助の支給につきましては、法律に基づき、家賃証明書など金額や契約形態などが確認できる書類によって、基準額の範囲内で給付をしております。

しかしながら、受給者の方から家賃証明書等が提出されない場合は、給付額の根拠が確認できないため、住宅扶助を除いて生活保護の給付額を決定することになります。

北九州市では、このような事態を避けるため、受給者の方の同意が得られる場合は、家主や管理会社等に家賃証明書の提出をお願いし、住宅扶助の支給に努めているところでございます。

しかしながら、生活保護を受給していることを知られたくないなどの理由によりご本人の同意が得られない場合は、プライバシー保護の観点から、福祉事務所が家主等に直接証明書の提出を求めるることは難しいものでございます。

議員ご指摘のケースにつきましては、生活保護開始時から家賃証明書を提出するようご指導していましたが、ご本人が家賃について家主の方と交渉中であることなどを理由に、長期間提出されなかつたものでございます。

福祉事務所としましては、住宅扶助を支給するべく、家賃証明書の提出を継続して指導するとともに、所内での協議等を行いながら組織的に対応していたところでございます。

そのような中、受給者の方が家主から退去を求められたことを契機に、ご本人の同意を得て、福祉事務所が家主から家賃証明書の提出を受けることができました。

そのため、保護開始時まで訴求して約4年分の住宅補助を住宅扶助を支給する手続きを進めていたところ、支給直前に受給者ご本人の死亡が判明し、支給に至らなかつたという経緯があるものでございます。

このように、本件は、ご本人からの家賃証明書の提出や家主との接触の同意が得られなかつたため住宅扶助が支給できなかつた非常に特殊なケースであり、対応に時間を要したものでございます。

今後も引き続き、生活保護法や国の実施要領に基づいて適正な保護の実施に努めてまいります。答弁は以上でございます。

【第二質問】 [生活保護行政について/おむつ代]

○伊藤議員

最初にですね、おむつ代のところの質問をさせていただきたいと思います。今局長の方から説明がございました、その方法で、徹底していただければ随分こういった問題は軽減されていくんではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

関連して質問ですけども、おむつ代については、この介護保険の給付内で収まっているという施設が、特養であるとかあるいは老健、あるいは養護老人ホーム、こういう施設は介護保険でカバーできますので、おむつ代のこういった心配なわけですけども、仮にそういう施設を利用して、そのサービスの上限額を超えておむつ代が発生した場合、いわゆる同じような取り扱いでよろしいのでしょうか。

■保健福祉局長

はい。今議員のお尋ねいただいた、その介護保険の適用があって、それを超えた場合の取り扱いというところにつきましては、すいません、ちょっと私自身がその制度の確認をしておりませんので、正確なことをお答えできない状況でございます。

申し訳ありません。

○伊藤議員

あまりケースがないと思うんですけども、仮にそういうケースが0とは言えないわけですから、こういったケースについてもですね、十分検討していただきたい、このこういったことが適用できるように、安心して、生活保護利用の方も入れるようにですね、事前に対応できるように準備を進めていただきたいと思います。

それで、先ほど局長が言われましたこの周知徹底ですね、これ大切だと思うんですよ。

事業者の方々あるいは利用者の方々についても、こういったことでしっかり手続きをしてくださいという、この漏れがないようにね、していかないといけないと思うんですけど、その辺の周知徹底というところでちょっと説明をお願いしたいと思います。

■保健福祉局長

はい。おむつ代の、先ほどの亡くなられた時の取り扱いのご説明についてですけれども、答弁でも申し上げました通り、おむつ代の取り扱いにつきましては、各福祉事務所に周知をいたしまして、福祉事務所が生活保護受給者や関係する事業者に改めて周知することとしております。

具体的には、本庁から保護課長会議などを通じまして各福祉事務所に通知を出し、このおむつ代の申請方法をケースワーカーから生活保護受給者ご本人や関係する事業者へ個別にお伝えするものとしたいと考えております。以上でございます。

○伊藤議員

ぜひその辺の徹底をですね。よろしくお願いしたいと思います。

[生活保護行政について/住宅扶助費]

次に移ります。家賃証明書の件でございます。

私、この件を聞いた時にですね、ほんとびっくりしました。

なぜ4年もかかったのかという局長の説明は、非常に稀なケースだと、もちろんそうだと思うんですけども、ちょっと考えられないような時間を要してるわけですね。

その結果、この住宅扶助費が結局支給されないままご本人が亡くなられたということで、連帯保証人の方が家賃滞納全額をね、265万払わなければいけないというような事態に起こってきたわけですね。

これ、解決がもっと早ければ、家賃証明書がもっと早く手元にあれば、こういったことが回避できたと思うんですよ。なぜこれができなかったかということですね。

第1質問の中でも述べましたように、この定期的なケースワーカーの訪問ってのは必ず行われています。

2ヶ月に1回とか3ヶ月ずっとありますけども、そういったことが続けられていたにもかかわらず、これが4年間も言わば放置されてきたと言っても過言ではないんですけども、ことが進まなかつたわけです。

その結果、連帯保証人の方が、全額ですね、支払わなければいけないというような事態が起こってきた。あってはならないようなケースだと思うんですよ。

こういったケースを2度と引き起こしてはいけないということで私、今質問してるわけですけども、この発生当時、福祉事務所はですね、この介護利用者の方の状況はしっかりと把握してたと思うんですね。

であるならば、たとえ本人が手続きを怠ったとしても、提出させる、あるいは福祉事務所がその証明書を手に入れるというようなことの努力はね、もっとしていかないといけないと思うんですよ。

で、局長の説明の中にもありましたけど、本人の同意がなかなか得れなかった福祉事務所の方から家主さんに直接、証明書請求はできないような説明もありましたけども、同意を得るというところではそんなに難しいことではないし、4年も要することではないと思うんですね。

ところが、現実的にこういうことが起こってるというところでは、この生活保護の利用者の方々の状況も含め、担当ケースワーカーと福祉事務所の課題共有がされていたのか、あるいは本人の病状の掌握も含め、しっかり掌握されていたのか、その辺のことをちょっと説明していただきたいんです。

■保健福祉局長

はい。先ほどもご答弁で申し上げました、住宅扶助の支給が家賃証明書の提出がなかなかできないということでできなかつた事例でございます。

議員お尋ねのこのケースの受給者の方から、長期間にわたり家賃証明書が提出されず、また、家賃の引き下げについてですね、家主の方と交渉中といった説明が繰り返されていましたとのことでございます。

で、そのため家賃の額が確認できなかつたとの状況でございます。

北九州市としましては、その受給者の方の年齢や健康状態などに鑑み、居住環境の改善など生活全般にわたってその方への支援を行ってきたところでございます。

具体的にはですね、より適切な物件に転居するようなご指導ですとか、市営住宅への入居手続きにケースワーカーが同行ですとか、また、民間住宅も探すように助言を差し上げたというところもございます。

また、転居の費用につきましては、基準額内の家賃であれば給付できますよということをご説明してきたなど、丁寧に対応してきたところでございます。

担当のケースワーカーが粘り強く、ご支援やご指導を行って、最終的には家賃証明書をいただくことができたということで、保護開始時まで訴求して、約4年分の住宅扶助を支給する手続きを進めていたところであります。

この遡って支給するというところも、やはり様々手続き、内容確認等必要でございましたので、そこにも時間を要したところもございます。

ただ、結果的にご本人の死亡が判明しまして、支給に至らなかつたということで、福祉事務所としては、出来うる対応、適切な対応をとっていたと認識をしているところでございます。以上です。

○伊藤議員

はい、結果ですね。保証人の方が全額払ったということですけども、仮にその扶助費が出ていれば、その扶助分の控除ができるわけですから、負担も随分違つてたということ

で、結局全てが保証人ですから仕方ないと言えば仕方ないんですけども、そこの負担になってしまった。

そこで落ち着いたということでは、ある意味いろんな問題を残したことで結論を迎えたということですね。

で、非常に稀なことですから、この件を2度と起こしてはいけないと思います。

私たちも色々生活相談受けますけども、申請処理が8種類、9種類ありますよね。その1つ1つを申請の方に説明してまいります。

それから、家賃証明書の必要性もしっかり説明するわけですけども、役所からも、あるいは本人をとりまく環境と言いますか、色々アドバイスされてる方も、いろんなところからの本人に対するアプローチが、もう1つ足りなかったのかなという気がします。

そういう意味では、こういうことがありますね、2度と起こさないように、福祉事務所当局におかれましても、しっかり今後対応していくいただきたいと思います。

[精神障がい者通所交通費助成事業の継続について]

最後に、交通費の件ですね。北九州は、このB型支援のところの利用者、直近でこれ何人ぐらいおられたんですか、利用されてる方。

■保健福祉局長。

はい、すみません。現在の就労支援B型支援の利用者数に関しましては、ちょっと今手元に資料がございません。

○伊藤議員

25年3月末で160数人ということを聞いてたんですけども、この方々を対象に、北九州のこの事業で支給していた交通費助成の総額は年間でいくらぐらいだったんですか。

■保健福祉局長

はい。先ほどB型の通所の方の人数がちょっと分からぬといふうにお答えさせていただきましたが、令和6年度まで行っておりました助成事業の対象者としましては、令和6年度で169人という人数で、令和6年度は支給総額は372万円となっております。

以上でございます。

○伊藤議員

厚労省はですね、毎年度この方々の工賃の実績について発表してますね、就労継続支援B型事業所の全国平均工賃は2万3053円でございます。

これくらいの工賃しかない方の助成を北九州は辞めてしまったんですね。

こういうことがほんとにあっていいのかと私は思ってるわけです。

先ほど言われましたけども、年間のこれに対する実績は372万、これを出せないっていうことの北九州の姿勢の冷たさというのを感じざるを得ません。

北九州市の障害支援計画でも、生涯を通じた切れ目のない支援、1人1人に応じた個別的な支援を謳ってるわけですね。それにも反するような内容だと思います。6カ月の経過措置で終わる内容ではありません。

私、質問しましたように、これを継続し、さらに上限を上げていくといった姿勢が必要だと思います。よろしくお願ひします。